第十二・十五条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

2　締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3　この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　2の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。(注)

注　この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第E節　他の規定

第十二・十六条　電子商取引に関する対話

1　締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a)　第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b)　現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）

(c)　電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

2　1に規定する対話については、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）1(j)の規定に従って実施する。

3　締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、1に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

第十二・十七条　紛争の解決

1　この章の規定の解釈及び適用について締約国間に意見の相違がある場合には、関係する締約国は、まず、誠実に協議を行うものとし、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

2　1に規定する協議によって意見の相違を解決することができない場合には、当該協議を行った締約国は、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）の規定に従ってその問題をＲＣＥＰ合同委員会に付託することができる。

3　いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しの一部として、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定への適用について見直しを行う。第十九章（紛争解決）の規定は、当該見直しが完了した後、その適用に合意した締約国の間で、この章の規定について適用する。

第十三章　競争

第十三・一条　目的

この章の規定は、反競争的行為を禁止する法令の制定及び維持を通じて、並びに競争法令の作成及び実施に関する締約国間の地域的な協力を通じて、市場における競争を促進し、並びに経済効率及び消費者の福祉を向上させることを目的とする。これらの目的の追求は、締約国がこの協定の利益（締約国間の貿易及び投資を円滑にすることを含む。）を確保することに寄与することとなる。

第十三・二条　基本原則

1　各締約国は、この章の目的に適合する態様でこの章の規定を実施する。

2　締約国は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務を認めて、次の事項を認識する。

(a)　各締約国が自国の競争法令及び競争政策を作成し、制定し、運用し、及び執行する主権的権利

(b)　競争法令及び競争政策の分野における能力及び発展の水準に関する締約国間の相当の差異

第十三・三条　反競争的行為に対する適当な措置（注）

注　この条の規定は、次の附属書の規定に従って適用する。

(a)　附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

(b)　附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

(c)　附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

(d)　附属書十三Ｄ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

1　各締約国は、反競争的行為（注）を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、及び当該競争法令を執行する。

注　例としては、反競争的な合意、支配的な地位の濫用及び反競争的な企業結合が挙げられる。

2　各締約国は、自国の競争法令を効果的に実施するため、一又は二以上の当局を設置し、又は維持する。

3　各締約国は、自国の競争法令の執行に関する自国の一又は二以上の当局による意思決定における独立性を確保する。

4　各締約国は、国籍に基づく差別を行うことなく、自国の競争法令を適用し、及び執行する。

5　各締約国は、商業活動に従事する全ての団体（所有者のいかんを問わない。）について自国の競争法令を適用する。各締約国の競争法令の適用に係る除外又は免除については、透明性があり、かつ、公共政策又は公共の利益に基づくものとする。

6　各締約国は、自国の競争法令、及びその運用に関して発出された指針（内部の運用手続を除く。）を公に利用可能なものとする。

7　各締約国は、次の(a)に規定するいずれかの事項又は(b)に規定するものに従う場合を除くほか、自国の競争法令に基づく制裁を科し、又は是正措置をとるための最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命令に対する不服申立てに関する決定又は命令の根拠を公表する。

(a)　(i)　自国の法令

(ii)　秘密の情報を保護する必要性

(iii)　公共政策又は公共の利益を根拠として情報を保護する必要性

(b)　最終的な決定又は命令に関し、(a)(i)から(iii)までに規定するいずれかの事項を根拠として行う編集

8　各締約国は、自国の競争法令に違反した者又は団体に対して制裁を科し、又は是正措置をとる前に、当該者又は団体に対し、自国の競争法令に対する違反があったとの主張の理由を示すこと（可能な場合には書面によるものとする。）並びに当該者又は団体が陳述し、及び証拠を提出するための公平な機会を与えることを確保する。

9　各締約国は、秘密の情報を保護するために必要な編集を行うことを条件として、自国の競争法令に基づく制裁を科し、又は是正措置をとるための最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命令に対する不服申立てに関する決定又は命令の根拠を当該制裁又は当該是正措置の対象となる者又は団体に利用可能なものとする。(注)

注　この9の規定は、刑事裁判における陪審員の評決については、適用しない。

10　各締約国は、自国の競争法令に基づく制裁又は是正措置の対象となる者又は団体が当該制裁又は是正措置に対する独立した審理又は不服申立てを利用することができることを確保する。

11　各締約国は、競争に関する事案の取扱いにおける適時性が重要であることを認識する。